

議案第 83 号

前橋市公民館利用に関する条例の改正について

平成 28 年 6 月 14 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市公民館利用に関する条例の一部を改正する条例

前橋市公民館利用に関する条例（昭和 30 年前橋市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表富士見公民館の項を次のように改める。

富士見公民館	ホール	2, 590 円	3, 510 円	3, 510 円
	視聴覚室	480 円	640 円	640 円
	第 1 研修室	640 円	860 円	860 円
	第 2 研修室	480 円	590 円	590 円
	第 3 研修室	480 円	640 円	640 円
	第 1 会議室	160 円	210 円	210 円
	第 2 会議室	270 円	370 円	370 円
	第 3 会議室	270 円	370 円	370 円
	造形創作室	540 円	700 円	700 円
	料理実習室	540 円	700 円	700 円
	多目的室	1, 080 円	1, 450 円	1, 450 円

附 則

この条例は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。